

鳥取県告示第665号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成24年10月1日から施行する。

平成24年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																							
<p>鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 条例第2条第1項第1号の知事が指定する地域は、次に掲げる国宝、重要文化財又は県指定保護文化財の周囲50メートル以内の地域とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国宝</td> <td>三仏寺奥の院（投入堂）</td> <td>東伯郡三朝町大字三徳</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重要文化財</td> <td>大神山神社奥宮本社本殿、拝殿及び弊殿並びに末社本殿、拝殿及び弊殿</td> <td>西伯郡大山町大山</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側50メートル以内の地域（<u>鳥取市及び倉吉市の区域並びに都市計画法</u></p>	種 別	名 称	所在地	国宝	三仏寺奥の院（投入堂）	東伯郡三朝町大字三徳	略			重要文化財	大神山神社奥宮本社本殿、拝殿及び弊殿並びに末社本殿、拝殿及び弊殿	西伯郡大山町大山	略			<p>鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 条例第2条第1項第1号の知事が指定する地域は、次に掲げる国宝、重要文化財又は県指定保護文化財の周囲50メートル以内の地域とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国宝</td> <td>三仏寺奥の院（投入堂）</td> <td>東伯郡三朝町大字三徳</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重要文化財</td> <td>樗谿神社本殿、唐門、拝殿及び弊殿</td> <td>鳥取市上町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重要文化財</td> <td>仁風閣</td> <td>鳥取市東町二丁目</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重要文化財</td> <td>大神山神社奥宮本社本殿、拝殿及び弊殿並びに末社本殿、拝殿及び弊殿</td> <td>西伯郡大山町大山</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県指定保護文化財</td> <td>聖神社本殿</td> <td>鳥取市行徳</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側50メートル以内の地域（<u>倉吉市の区域及び都市計画法（昭和43年法律</u></p>	種 別	名 称	所在地	国宝	三仏寺奥の院（投入堂）	東伯郡三朝町大字三徳	重要文化財	樗谿神社本殿、唐門、拝殿及び弊殿	鳥取市上町	重要文化財	仁風閣	鳥取市東町二丁目	略			重要文化財	大神山神社奥宮本社本殿、拝殿及び弊殿並びに末社本殿、拝殿及び弊殿	西伯郡大山町大山	県指定保護文化財	聖神社本殿	鳥取市行徳	略		
種 別	名 称	所在地																																						
国宝	三仏寺奥の院（投入堂）	東伯郡三朝町大字三徳																																						
略																																								
重要文化財	大神山神社奥宮本社本殿、拝殿及び弊殿並びに末社本殿、拝殿及び弊殿	西伯郡大山町大山																																						
略																																								
種 別	名 称	所在地																																						
国宝	三仏寺奥の院（投入堂）	東伯郡三朝町大字三徳																																						
重要文化財	樗谿神社本殿、唐門、拝殿及び弊殿	鳥取市上町																																						
重要文化財	仁風閣	鳥取市東町二丁目																																						
略																																								
重要文化財	大神山神社奥宮本社本殿、拝殿及び弊殿並びに末社本殿、拝殿及び弊殿	西伯郡大山町大山																																						
県指定保護文化財	聖神社本殿	鳥取市行徳																																						
略																																								

(昭和43年法律第100号) 第8条第1項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に定められた地域を除く。) で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道9号	東伯郡湯梨浜町大字小浜字池ノ谷239-70地先から同町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先まで
	略
略	
県道大山口停車場大山線	略
	西伯郡大山町大山字大山115-5地先から同郡伯耆町岩立字榎水高原9-5地先まで
略	
県道如来原御机線	全線
略	

(2) 略

3 条例第2条第1項第4号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

名 称	地 域
東郷池	東伯郡湯梨浜町大字松崎のうち字上町、字長坂、字阿弥陀、字南岡平、字町浦、字田町、字仲町及び字新町の地域、同町大字旭の地域、同町大字中興寺のうち字谷口、字市場頭、字中坪、字松原、字小草及び字四月井手の地域、同

第100号) 第8条第1項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に定められた地域を除く。) で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道9号	鳥取市気高町八束水字鶴木谷755-1地先から同市青谷町字阿がき295-1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先まで
	略
略	
県道大山口停車場大山線	略
	西伯郡大山町大山字大山115-5地先から同郡伯耆町岩立字榎水高原9-5地先まで
県道湯山鳥取線	鳥取市福部町湯山字池淵2070-1地先から同市浜坂字宇都路谷1042-2地先まで
略	
県道如来原御机線	全線
県道鳥取砂丘細川線	鳥取市福部町細川字湊726-608地先から同市福部町湯山字高浜2164-457地先まで 鳥取市福部町細川字湊727-44地先から同字727-57地先まで
鳥取市道浜坂2号線	鳥取市浜坂字東浜1390-222地先から同市浜坂字柳茶屋1157-113地先まで
略	

(2) 略

3 条例第2条第1項第4号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

名 称	地 域
東郷池	東伯郡湯梨浜町大字松崎のうち字上町、字長坂、字阿弥陀、字南岡平、字町浦、字田町、字仲町及び字新町の地域、同町大字旭の地域、同町大字中興寺のうち字谷口、字市場頭、字中坪、字松原、字小草及び字四月井手の地域、同

	町大字龍島の地域並びに同町大字はわい温泉のうち字宮ノ本の地域
--	--------------------------------

4 条例第3条第1項第1号の知事が指定する区域は、米子境港都市計画区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域とする。

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道9号	<u>東伯郡湯梨浜町大字小浜字池ノ谷239-70地先から同町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先まで</u>
	略
略	

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（鳥取市の区域除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
一般国道9号	2の(1)の表に掲げる区間及び <u>岩美郡岩美町と鳥取市との境界から東伯郡湯梨浜町大字小浜字池ノ谷西平277-1地先を経て同町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先までの区間以外の県内の区間</u>
略	
県道鳥取鹿野倉吉線	<u>鳥取市と東伯郡三朝町との境界から同町大字三徳字馬場1578-3地先まで</u>

	町大字龍島の地域並びに同町大字はわい温泉のうち字宮ノ本の地域
湖山池	鳥取都市計画区域のうち市街化区域の地域

4 条例第3条第1項第1号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 鳥取都市計画区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）が定められている区域

(2) 米子境港都市計画区域のうち用途地域が定められている区域

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道9号	<u>鳥取市気高町八東水字鶴木谷755-1地先から同市青谷町字阿がき295-1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先まで</u>
	略
略	

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
一般国道9号	2の(1)の表に掲げる区間及び <u>鳥取市気高町八東水字鶴木谷755-1地先から東伯郡湯梨浜町大字小浜字池ノ谷西平277-1地先を経て同町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先までの区間以外の県内の区間</u>
略	
県道鳥取鹿野倉吉線	<u>鳥取市鹿野町河内字別所河原2711-3地先から東伯郡三朝町大字三徳字馬場1578-3地先まで</u>

略	
県道大山口 停車場大山 線	西伯郡大山町國信字笠原543－ 4地先から同町坊領字川下536 －3地先まで

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域  
(鳥取市及び倉吉市の区域を除く。)で当該道路  
から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道482 号	八頭郡若桜町大字眷米字三ツ総 ヨリナカツラガ仙マデ647地先か ら同町大字大炊字藪根508地先ま で

略	
県道鳥取鹿 野倉吉線	東伯郡三朝町大字坂本字橋ノ上 17地先から同町大字山田字徳呂 844－8地先まで

略	
県道鳥取国 府岩美線	岩美郡岩美町大字洗井字蕪島上 土居1031地先から同町大字蕪島字 真門2077－2地先まで

県道三朝中 線	全線
------------	----

で	
略	
県道大山口 停車場大山 線	西伯郡大山町國信字笠原543－ 4地先から同町坊領字川下536 －3地先まで
県道湯山鳥 取線	2の(1)の表に掲げる区間以外 の区間

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域  
(倉吉市の区域を除く。)で当該道路から展望で  
きる場所

路線名	区 間
略	
一般国道482 号	八頭郡若桜町大字眷米字三ツ総 ヨリナカツラガ仙マデ647地先か ら同町大字大炊字藪根508地先ま で  鳥取市用瀬町用瀬字樋ノ口475－ 2地先から同市佐治町栃原字辰巳 峠385地先まで

略	
県道鳥取鹿 野倉吉線	鳥取市幸町1－6地先から同市鹿 野町鹿野字大工町尻2443－10地 先まで  東伯郡三朝町大字坂本字橋ノ上 17地先から同町大字山田字徳呂 844－8地先まで

略	
県道鳥取国 府岩美線	鳥取市国府町宮ノ下1156地先から 同市国府町雨滝字細入212－4地 先まで  岩美郡岩美町大字洗井字蕪島上 土居1031地先から同町大字蕪島字 真門2077－2地先まで

県道郡家鹿 野気高線	鳥取市河原町袋河原字上内河原 1－1地先から同市長谷字川向 319－1地先まで  鳥取市鹿野町鹿野字大工町尻 2447－10地先から同市気高町浜村 字西浜783－1124地先まで
---------------	---

県道三朝中 線	全線
県道鳥取河 原線	鳥取市古海字下新田30－2地先 から同市長谷字猪ノ木370－2地

略	
県道羽合東伯線	全線
県道河原インター線	八頭郡八頭町船岡字狐塚下分1861地先から同町と鳥取市との境界まで
略	
(4)・(5) 略	
(6) 次に掲げる鉄道の両側200メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域を除く。）で当該鉄道から展望できる場所	
略	

先まで	
略	
県道羽合東伯線	全線
県道若葉台東町線	全線
県道河原インター線	八頭郡八頭町船岡字狐塚下分1861地先から鳥取市河原町高福字長通り780地先まで
略	
(4)・(5) 略	
(6) 次に掲げる鉄道の両側200メートル以内の地域（倉吉市の区域を除く。）で当該鉄道から展望できる場所	
略	